

## 吹田市立中央図書館食堂運営事業者募集要項

### 1 趣旨

この要項は、吹田市立中央図書館の利用者の便宜を図り、また休息の場所とするため、食堂の厚生施設としての充実を図ることを目的に、運営を行う事業者を募集します。

### 2 吹田市立中央図書館の概要

- (1) 名称等 吹田市立中央図書館（昭和46年しゅん工）RC造4階建
- (2) 所在地 吹田市出口町18番9号
- (3) 面積等 建築面積 857.00 m<sup>2</sup> 延床面積 3,392.3 m<sup>2</sup>
- (4) 施設内容 1階 児童図書閲覧室、第1集会室 他  
中2階 食堂、休憩室  
2階 一般図書閲覧室、事務室 他  
3階 自習室（176席）、第2集会室、研究室 他  
4階 事務室、書庫
- (5) 開館時間 午前10時から午後6時まで  
木・金曜日は午後8時まで（祝日と重なる時は午後6時まで）
- (6) 休館日 年末年始（12月28日から1月4日まで）  
長期整理期間（9日前後）  
毎月最終木曜日（祝日と重なる時はその翌日）

### 3 食堂の概要

- (1) 食堂位置 図書館 中2階
- (2) 食堂面積 約81m<sup>2</sup>（厨房10.125m<sup>2</sup>、フロア70.875m<sup>2</sup>）
- (3) 座席数 35席（テーブル 6人掛3卓、17人掛1卓）

### 4 営業条件

- (1) 営業形態、営業日時
  - ア 営業形態は、食堂又は喫茶（軽食あり）とする（アルコールの提供は不可とする）
  - イ 営業日時は、週5日以上とし、午前11時から午後2時までの時間を含んで営業するものとする
- (2) 営業主体  
営業主体は申込者とし、申込者自身が営業すること

その他必要な条件については、別紙「吹田市立中央図書館食堂仕様書」のとおりとする。

### 5 使用許可条件

- (1) 使用許可期間  
使用許可の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間とします。ただし、公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して、支障がない

と吹田市が判断する場合は、当初吹田市が設定した公募条件を変更しないことを前提として、1年ごとに使用許可申請を行うことにより、当初許可から5年を限度に引き続き使用許可を受けることができます。なお、継続して使用許可を受けることを希望しない場合は、許可期間満了の3か月前までに吹田市に申し出てください。

## (2) 使用料

今回の公募に際し、使用者が応募した金額とします。なお、毎月の使用料は、吹田市が発行する納入通知書により、指定する期限までに納入してください。

また、営業を開始するに当たり、備品の搬入など現場の開店準備に必要な期間については、使用料を免除します。

## (3) その他の必要経費等

仕様書に記載のとおりとします。また、営業に使用するため使用者が用意した機器等の搬入設置にかかる費用及び許可期間満了後の機器等の撤去に係る費用、その他営業に関する申請費用等は事業者負担とします。

なお、光熱水費については事業者の負担とし、子メーターの数値から算出した請求額を吹田市が発行する納入通知書により支払うものとします。

## 6 事業者の選定方法

本募集要項第7項に掲げる必要な資格を満たした応募事業者の中から、行政財産の使用料の徴収に関する条例、同条例施行規則の規定により吹田市が算出した最低月額使用料以上で最高の金額を提示した者を決定事業者とします。なお、最高額を提示した事業者が複数の場合は、くじ引きにより決定します。

最低月額使用料 38,382円（税込）

## 7 応募資格

応募事業者は、以下の資格要件を全て満たすこと。

- (1) 食事及び喫茶等を提供する店舗等の経営実績が1年以上あること
- (2) 過去3年間に於いて、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (4) 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団密接関係者でないこと（大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び同条第4号に該当するものでないこと。）
- (5) 租税を完納し、滞納がないこと

## 8 応募手続き

※公募に関する資料・様式は、中央図書館で受取りもしくは本図書館ホームページからダウンロードすること。

### (1) 提出書類

ア 出店に係る申請書類（【様式第1号】から【様式第7号】までの各1部）

- イ 印鑑証明書（原本1部、発行日から3か月以内のもの）
  - ウ 納税証明書（原本1部、発行日から3か月以内のもの。直近2年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書）
  - エ 登記事項証明書（謄本）（原本1部、発行日から3か月以内のもの）
  - オ 財務諸表（以下の写し1部、直近1年分）
    - (ア) 貸借対照表
    - (イ) 損益計算書
  - カ ISO9001認証取得証（写し1部。認証取得者のみ）
- (2) 提出期間 平成28年2月10日（水）から平成28年2月23日（火）午後6時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送

## 9 質問書の受付

本募集に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。

なお、質問書提出以外での質問は受け付けない。

- (1) 提出書類 質問書【様式第8号】
- (2) 提出期限 平成28年2月8日（月）午後5時00分まで（必着）
- (3) 提出方法 持参、郵送、FAX（持参以外は、到着確認をすること。）
- (4) 提出先 吹田市立中央図書館 2階事務室

## 10 質問書に対する回答

質問書に対しては、まとめて2月10日（水）に本図書館ホームページ上で回答します。

## 11 施設見学

見学を希望する者は、見学日前日までに中央図書館へ連絡すること。

見学日 平成28年2月8日（月）午後3時30分～

## 12 選定結果

本選定の結果は、平成28年2月26日（金）に決定事業者に通知するとともに、ホームページ上にも掲載します。

## 13 行政財産目的外使用の申請

本選定にて決定事業者となった者は、本施設の使用許可を申請する権利を取得し、所定の手続きを経て吹田市教育委員会から行政財産目的外使用許可を受けるものとします。なお、決定事業者との協議が整わない場合は、次順位の者に対し、同様に手続きを進めます。

## 14 その他

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類は、本審査以外に使用しません。

- (3) 応募にかかる経費は、応募事業者の負担とします。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は無効とします。

15 事務局・問合せ先

〒564-0072 吹田市出口町18番9号 吹田市立中央図書館

総務・企画グループ（庶務担当）

TEL：06-6387-0071

FAX：06-6339-7144